

○三豊市測量成果の複製及び使用承認事務処理要領

令和元年9月24日

告示第69号

改正 令和4年3月29日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第43条及び第44条の規定に基づく承認を行う際の基準及びその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 測量成果 紙地図、数値地図、空中写真、基盤地図情報等の測量において最終の目的として得た結果をいう。

(2) 複製 測量成果をコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除又は独自情報を付加することをいう。

(3) 使用 測量成果をトレース等により調製し、別種の地図を作成することをいう。

(承認の申請)

第3条 法第43条又は第44条の規定に基づく承認申請を行おうとする者は、測量成果の複製承認申請書(様式第1号)又は測量成果の使用承認申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 承認申請手続に係る手数料は無料とする。

(承認の基準)

第4条 市長は、法第43条又は第44条の規定に基づく承認申請があったときは、測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領(平成20年国地達第13号)及び国土地理院の地図の利用手続に準じて承認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、承認申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を認めない。

(1) 承認申請の形式上の要件に適合しないもの

(2) 直接又は間接に営利を目的としたもの

(3) 測量成果に対し、何ら手を加えずに同一のものを作成する目的で複製又は使用しようとする場合

(4) 測量成果に対し、本市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの

(5) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

(6) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製又は使用することが明らかなもの

(7) 申請された目的に照らし、適切でない測量成果を複製又は使用するもの

(8) 複製又は使用の作業方法が不適切で、得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不必要と認めるもの

(審査及び承認の通知)

第5条 市長は、第3条に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、遅滞なく、承認申請をした者に測量成果の複製承認通知書(様式第3号)又は測量成果の使用承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 承認申請をした者が、複製又は使用の承認を受けた場合は、承認条件を厳守するものとする。

(禁止事項)

第7条 複製又は使用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 承認申請書に記載した目的や方法以外に利用すること。

(2) 複製又は使用の成果を第三者に譲渡又は貸し出すこと。

(3) 複製又は使用の成果から第二原図等を再複製すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名

測量成果の複製承認申請書

測量法第43条の規定により、次のとおり承認を申請します。

測 量 の 目 的		
複製する測量成果の 種 類 及 び 内 容		
複 製 の 区 域		
複 製 の 方 法		
複 製 の 期 間		
複製品の縮尺及び名称		
複製品の利用方法 及び配布の範囲		
(複製 申請 画機 者機 関)	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	担当者の氏名 及び連絡先	
	住 所	
複製 作業 機関	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	住 所	
備 考		

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名

測量成果の使用承認申請書

測量法第44条の規定により、次のとおり承認を申請します。

使用の目的		
使用する測量成果の種類及び内容		
測量の区域		
使用の方法		
使用の期間		
成果品の縮尺及び名称		
成果品の利用方法及び配布の範囲		
（測量計画 申請者 機関）	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	担当者の氏名 及び連絡先	
	住 所	
測量作業 機関	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	住 所	
備 考		

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長



測量成果の複製承認通知書

年 月 日付けで申請のあった測量成果の複製について、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認事項

(1) 複製目的

(2) 複製する測量成果

2 承認条件

(1) 成果品には、次の内容を明示してください。

「三豊市の承認を得て同市の 〇〇〇〇 を複製したものである。」

(承認番号) 年 月 日 第 号

(2) 複製にあたっては、測量法、著作権法等関係法令を遵守し、申請書記載の目的以外には複製しないでください。作業を外部業者に委託する場合は、測量成果が適正に取り扱われるよう、あなたの責任において適切な措置を講じてください。

(3) 成果品を得たときは、速やかにその成果品を1部提出してください。

(4) 本市が実施した事業において得られた成果品の複製を承認するものであって、あなたの複製目的の事業で必要となる精度、全ての範囲の提供を保証するものではありません。

(5) 本測量成果の複製により発生した紛争、損害等について、本市は一切関知しません。

[様式第4号\(第5条関係\)](#)

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長



測量成果の使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった測量成果の使用について、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認事項

(1) 使用目的

(2) 使用する測量成果

2 承認条件

(1) 成果品には、次の内容を明示してください。

「三豊市の承認を得て同市の 使用したものである。」

(承認番号) 年 月 日 第 号

(2) 使用にあたっては、測量法、著作権法等関係法令を遵守し、申請書記載の目的以外には使用しないでください。作業を外部業者に委託する場合は、測量成果が適正に取り扱われるよう、あなたの責任において適切な措置を講じてください。

(3) 成果品を得たときは、速やかにその成果品を1部提出してください。

(4) 本市が実施した事業において得られた成果品の使用を承認するものであって、あなたの使用目的の事業で必要となる精度、全ての範囲の提供を保証するものではありません。

(5) 本測量成果の使用により発生した紛争、損害等について、本市は一切関知しません。